

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、
ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- ① 身分証の確認
- ② 使用目的の問いかけ

を行うとともに、販売記録を作成しています。
皆様のご理解とご協力をお願いします。



※容器は消防法に適合したものを使用して下さい(灯油用ポリ容器は使用できません)
※ガソリンスタンドによってはガソリンの容器への販売を行っていないところもありますので、あらかじめご確認の上、購入をお願いします。

お問い合わせ 筑紫野太宰府消防本部予防課予防係
TEL 092-924-5953